

第 12 回 矢作川流域委員会 議事概要

矢作川流域委員会事務局

期日：平成 21 年 1 月 22 日（月）13 時 30 分～15 時 45 分

場所：豊田スカイホール（豊田市総合体育館）

1. 開会挨拶（豊橋河川事務所長）

2. 議事

- ・ (1) 第 11 回流域委員会 議事概要（案）
- ・ (2) 矢作川水系河川整備計画（原案）公聴会開催報告
- ・ (3) 矢作川水系河川整備計画（案）
- ・ (4) 今後の進め方について

(1) 第 11 回流域委員会 議事概要（案）について

第 11 回流域委員会の議事概要（案）について説明し、確認された。

(2) 矢作川水系河川整備計画（原案）公聴会開催報告

平成 20 年 12 月 11 日に実施した公聴会の開催報告を行った。

(3) 矢作川水系河川整備計画（案）について

第 11 回で原案に対して頂いた意見の主な反映箇所、原案の概要について説明した。審議の中で委員から出た意見、質問と事務局からの説明は次のとおり。

1) p3-4 の表 3.1.6 堤防強化（築堤）という表記と、附図の堤防整備という表記に不整合がある

- ・ 語句の修正を行う。

2) 流域懇談会をどのように進めていく予定か。

- ・ 河川管理者としてイニシアチブをとって関係機関が集まり、情報共有と役割分担を協議する場として流域懇談会（仮称）を提案している。現時点では予定は決まっていない。

3) 整備計画における堤防整備の事業費はどれくらいか。また、整備率がどれくらい向上するのか。

- ・河道改修の事業費は 400 億円を見込んでいる。これにより現在の堤防整備率 35%を 70% まで向上させる考えである。
- 4) p3-22 第 3 章 3 節 (調和のとれた矢作川流域県の実現に向けた取り組み) の 3 行目の「～整備計画の目標を達成してくためにも～」とあるが、流域圏として考えると基本方針の目標等を具体的に実現していく考えの方がふさわしいのではないかと考える。
- ・基本方針の目標に向けて、整備計画を段階的に進めている。流域における課題についても同様に段階的にレベルアップしていくものと考えている。
- 5) 目標は流域全体としているが、整備計画自体は、法律に基づく直轄管理区間の計画しかない。水源地域における具体的な計画はできないか。水源地対策の予算がつくのかもわからない。
- ・流域全体が将来的によくなることを目指して流域懇談会を提案している。この中で水源地の重要性を認識し、関係機関の調整を図った上で、水源地域の社会資本整備を推進していく必要があると考えている。
- 6) p2-4 第 2 章 3 節 4 項 最終行「生物の生息環境に配慮する」は「生物の生息・生育環境に配慮する」に統一したほうが良い。
- ・修正する。
- 7) 「生物の生息・生育環境」という取扱いより「生態系」として取り扱った方が良いと考える。
- ・河川の生態系が分断しないように、水域の連続性の確保に努める。
- 8) 矢作川にはダムにより分断されることで、生物への問題が発生している。これは流域圏の問題ではなく、河川の問題である。
- ・発電ガイドラインによる減水区間の解消、魚道設置などによる水域の連続性確保については整備計画でも実施する。これを実施するに当たっては流域圏としての考えの中で対応していく。
- 9) ダムに起因する問題として、カワシオグサやオオカナダモなどの付着藻類やカワヒバリガイ等の異常繁殖があり、これを管理するには土木的に対応することが必要だと考えている。
- 10) 環境のモニタリングが重要である。また、専門家だけでなく、日々環境に接している人たちの意見をモニタリングすることも重要である。
- 11) 流域圏の一体感を醸成するためには自治体の意識向上が重要である。
- 12) 整備計画は 30 年の計画であるが、5 年、10 年の短期、中期計画を作って事業実施、検証、評価を行ってほしい。事業の進め方、計画の内容について、国と県で十分に協議、連携をしてほしい。

13) モニタリングの結果をフィードバックし、事業展開をしていく仕組みが必要と考える。

(4) 今後の進め方について

今後の予定として、県知事、省庁協議を行い河川整備計画策定に向けた作業を行うことを説明した。

1) 整備計画策定報告として流域委員会を開催する方向で調整したい。

以 上